

1. 平成24年第2回郡上市議会臨時会議事日程（第1日）

平成24年4月17日 開議

日程1 仮議席の指定

日程2 議選挙第1号 議長の選挙について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程2まで

日程3 議席の指定

日程4 会議録署名議員の指名

日程5 会期の決定

日程6 議選挙第2号 副議長の選挙について

日程7 議選任第1号 常任委員会委員の選任について

日程8 議選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

日程9 議発第4号 議会だより編集特別委員会の設置について

日程10 議発第5号 予算特別委員会の設置について

日程11 議発第6号 議会行政改革特別委員会の設置について

日程12 議発第7号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会の設置について

日程13 議選任第3号 議会だより編集特別委員会委員の選任について

日程14 議選任第4号 予算特別委員会委員の選任について

日程15 議選任第5号 議会行政改革特別委員会委員の選任について

日程16 議選任第6号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員の選任について

日程17 議案第108号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）

日程18 議案第109号 専決処分した事件の承認について（平成23年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））

日程19 議案第110号 郡上市副市長の選任同意について

日程20 議案第111号 郡上市教育委員会委員の任命同意について

日程21 議案第112号 郡上市監査委員の選任同意について

日程22 議案第113号 郡上市公平委員会委員の選任同意について

日程23 議案第114号 市長等の給料の月額の特例に関する条例及び教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程24 議案第115号 郡上市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について

- 日程25 議案第116号 平成24年度郡上市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程26 議案第117号 日本まん真ん中温泉 子宝の湯の指定管理者の指定について
- 日程27 議案第118号 工事請負契約の締結について（大和中学校建設工事（屋内運動場建築工事））
- 日程28 議選挙第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	健康福祉部長	布 田 孝 文
農林水産部長	野 田 秀 幸	商工観光部長	蓑 島 由 実
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	木 下 好 弘
教 育 次 長	常 平 毅	会 計 管 理 者	山 下 正 則
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	猪 島 敦
国保白鳥病院 事 務 局 長	日 置 良 一	郡 上 市 代表監査委員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 池 場 康 晴

議会事務局
議会総務課長 丸 井 秀 樹

議会事務局
議会総務課長
補 佐 河 合 保 隆

○議会事務局長（池場康晴君） おはようございます。御苦労さまでございます。

本臨時会は、一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになってございます。

出席議員中、田中和幸議員が年長の議員でございますので、御紹介をいたします。

田中議員、議長席へお願いします。

（年長議員 田中和幸議員 議長席に着く）

○臨時議長（田中和幸君） おはようございます。ただいま紹介されました田中和幸でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い致します。

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（田中和幸君） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第2回郡上市議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承願います。

（午前 9時30分）

◎仮議席の指定

○臨時議長（田中和幸君） 日程1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定します。

代表監査委員におかれましては、大変御多忙のところ出席をいただき、まことにありがとうございます。

報道機関より写真撮影の申し出があり、許可しております。

◎市長あいさつ

○臨時議長（田中和幸君） それでは、ここで、日置市長よりごあいさつをいただきます。

市長。

○市長（日置敏明君） おはようございます。平成24年第2回郡上市議会臨時会の開会に当たりまして、ごあいさつ並びに提案説明を申し上げます。

本日、平成24年第2回郡上市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集をいただき、ありがとうございます。

まずもって、このたびの郡上市議会議員選挙において見事当選の栄を勝ち取られ、本日この議場に参集されました皆様に心からお祝いを申し上げます。

これからの4年間、ともに市民の皆様の負託にこたえてまいりたいと存じますので、どうぞよろ

しくお願い申し上げます。

このたびの臨時議会は、選挙後初めての議会となり、議会の構成をしていただくとともに、執行部からの提出議案といたしましては、平成24年度予算について、新規事業を中心として肉づけするための補正をお願いするもの、また、任期満了等に伴う副市長、監査委員、公平委員会委員の選任同意、教育委員会委員の任命同意をいただきたいこと、工事請負契約締結の議決をいただきたいこと等のために招集をさせていただいたものであります。

さて、このたび市民の皆様方の御支持をいただき、私も引き続き2期目の市政を担わせていただくこととなりました。議案の説明に先立ちまして、2期目に当たっての私の市政推進に関する所信を申し述べさせていただきます。

4年前に新生郡上市の「第2ステージ」に向けて、1つ「一体感のある市政の確立」、2つ目に「市民自治の息づく市政の推進」、3つ目に「安全、安心の郷土づくり」、4つ目に「活力、希望の郡上づくり」、5つ目に「身の丈に合った市行財政体制の確立」、この5つの重点課題を掲げて、それらを市民、市議会、市職員との「3つの対話と協働」によって推進することを目指しました。

この4年間、市民、市議会、そして市職員の皆様の御支援、御指導、御尽力のおかげをもちまして、市政は目指した方向に向かって一步一步進んでまいりました。

今、合併9年目、新生郡上市は「第3ステージ」に入りました。これからの4年間、その前半は合併後10年間の最後の2年間、そして、その後半は地方交付税の段階的縮減を現実を迎える最初の2年間という、まさに正念場の4年間であります。第3ステージを迎えるに当たり、私は、郡上市の基本政策スローガンを次代、次の代と書きますが、「次代へつなごう、ふるさと郡上の元気創造」としたいと存じます。

平成22年の国勢調査の結果からもわかりますように、郡上市は、今、激しい人口減少、特に若年層の減少と超高齢化の進行に直面しております。また、地域経済も自治体財政も依然として厳しいままです。でも、このままふるさと郡上を疲弊衰退させてはなりません。今こそ市民の総力を挙げてふるさと郡上の元気づくりを推進したい。そして、持続可能な元気な地域社会としてのふるさと郡上を創造し、次の新しい時代へ、次の若い世代へとつないでいきたい、これが基本政策スローガンに込めた私の思いであります。

第3ステージは、平成22年度末に策定をいたしました郡上市総合計画・後期基本計画、これは計画期間を平成23年度から平成27年度といたすものでございますけれども、その政策の柱である1つ目に、産業・雇用（地域資源を活かして産業を育てるまち）、2つ目に、環境・防災・社会基盤（美しい水と緑を守り、暮らしの基盤が整うまち）、3つ目に、健康・福祉（支え合い助け合う安心のまち）、4つ目に、教育・文化・人づくり（香り高い地域文化と心豊かな人を育むまち）、5つ目に、自治・まちづくり（市民と行政の協働により自律するまち）、「自律」の「りつ」は

「みずからを律する」というほうの「自律」でございますが、自律するまち、6つ目に、地域振興（個性あふれる地域づくりを推進するまち）に、この6つの柱に沿って取り組みを進めたいと存じます。そして、これに加え、前述のとおり、地方交付税の段階的縮減を迎えるこのステージでは、7つ目に、行財政改革（身の丈に合った行財政体制の確立）に重点を置き、郡上市の財政が平成31年度以降に想定される財政規模にソフトランニングできる環境を整えてまいりたいと考えております。

引き続き、市民の皆様と力を合わせて元氣なふるさと郡上を築いていくために、全力を尽くす所存でありますので、皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

さて、年度始めに大変うれしい知らせが飛び込んでまいりました。既に新聞報道等で御承知のことと存じますが、東海北陸自動車道の白鳥―飛騨清見間の4車線化の年度内着工が決まりました。対面通行区間の縮小による安全性の向上、作業路線の確保による冬場の除雪作業の迅速化、また渋滞解消等による観光客の増加が図られるものと大いに期待をいたしております。

今度こそ確実に、そして早期に事業の推進が図られるよう、今後とも県や関係市、関係村とともに、国や中日本高速道路株式会社に働きかけてまいりたいと存じます。

それでは、今議会において御審議をお願いしております議案につきまして、その概要を申し上げます。

初めに、専決処分した事件の承認についてであります。

議案第108号は、郡上市税条例の一部を改正する条例の専決についてであります。

地方税法及び国有財産等所在市町村交付金法の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものであります。

議案第109号は、平成23年度郡上市一般会計補正予算の専決についてであります。

まず、歳出の主なものは、道路除雪経費9,500万円、減債基金積立金6億832万9,000円の増額、生活保護扶助経費2,873万5,000円、森林整備地域活動支援交付金事業3,432万1,000円、公債償還利子5,092万8,000円の減額などであります。

これに対する歳入の主なものは、地方交付税、これは特別交付税でございますが、の4億9,020万5,000円、県市町村振興協会交付金1,683万7,000円、学校施設環境改善交付金6,812万8,000円の増額、財政調整基金繰入金3,116万3,000円、森林整備地域活動支援交付金1,213万4,000円の減額などであります。

以上の結果、一般会計歳入歳出それぞれ総額で5億3,096万5,000円を追加したものであります。

次に、議案第110号は、4月30日をもって任期満了となる郡上市副市長の選任について同意を求めるものであります。

議案第111号は、5月13日をもって任期満了となる郡上市教育委員会委員2名の任命について同

意を求めるものであります。

議案第112号は、識見を有する者のうちから選任される郡上市監査委員の任期が4月29日で満了するため、及び議員のうちから選任される監査委員が議員の任期満了に伴い欠員となっているため、監査委員2名の選任について同意を求めるものであります。

議案第113号は、4月29日をもって任期満了となる郡上市公平委員会委員1名の選任について同意を求めるものであります。

次に、議案第114号は、市長等の給料の月額の特例に関する条例及び教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正についてであります。市長、副市長及び教育長の給料の月額をその任期中減額するため、所要の改正を行うものであります。

なお、減額の内容は、これまでと同様、本来の給料月額を、それぞれ市長にあつては10%、副市長と教育長にあつては5%減額するものであります。

次に、議案第115号は、郡上市長寿者褒賞条例の一部改正についてであります。長寿者と申しますのは、100歳に達せられた方のことでございますけれども、この長寿者褒賞対象者の在住要件等を改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第116号は、平成24年度郡上市一般会計歳入歳出当初予算に肉づけするため補正をお願いするものであります。これは、先ほど申し上げました2期目の基本政策に沿って幾つかの施策を具現化するためのものであります。

まず、歳出の主なものは、焼却施設解体事業1億9,416万2,000円、防災行政無線整備事業4,238万5,000円、郡上市市民協働センター事業530万1,000円、雇用奨励金交付事業1,192万円、企業誘致促進事業2,826万9,000円、吹高原スポーツ広場整備事業2,300万円、緊急道路維持補修事業5,000万円、社会資本整備総合交付金事業、これは八幡町の市道愛宕桜町線八幡橋、いわゆる通称学校橋のかけかえに伴う測量設計業務でございますが、これを2,700万円の増額などであります。

これに対する歳入の主なものは、国からの循環型社会形成推進交付金4,433万7,000円、公共施設整備基金繰入金4,500万円、前年度繰越金2億8,864万1,000円、市債2,560万円の増額などであります。

以上の結果、一般会計歳入歳出それぞれ総額で4億641万8,000円を追加しようとするものであります。

これにより平成24年度一般会計歳入歳出予算は、279億6,841万8,000円、平成23年度一般会計当初予算と比べて8億4,258万2,000円、2.9%の減となります。

次に、肉づけを行った、ただいま申し上げました主な事業概要について御説明をいたします。

まず、焼却施設解体事業につきましては、中部清掃センター解体工事及び跡地利用としてエコプラザの建設、また収集車両車庫の建設を行うものであります。

防災行政無線整備事業については、現行の移動系防災無線について、1波統合による再整備を行うものであります。

郡上市市民協働センター事業については、ことし7月開設予定の同センターを設置、運営するための経費であります。

雇用奨励金交付事業については、雇用の拡大を図るため、市内の企業が障がい者や正社員の雇用を増加した場合に、雇用奨励金を交付する制度を新設するものであります。

企業誘致促進事業は、企業誘致を効果的に推進するため、企業誘致専門員を設置するとともに、既存の工業団地及び立地の可能性のある候補地の賦存水量等の基礎調査を行う場合等に必要な経費を計上するものであります。

吹高原スポーツ広場整備事業については、スポーツ合宿の誘致を促進するため、吹グラウンドの2面を芝生化するものであります。

緊急道路維持補修事業については、市内の道路について、緊急に必要な維持補修事業を行うものであります。

次に、議案第117号は、日本まん真ん中温泉 子宝の湯の指定管理者の指定についてであります。が、株式会社子宝の湯、所在地は郡上市美並町でございますが、株式会社子宝の湯を指定しようとするものであります。

次に、議案第118号は、工事請負契約の締結についてであります。

大和中学校の屋内運動場建築工事に係る工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上が本臨時議会に上程をいたしました議案の概要であります。議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつ並びに議案の提案説明といたします。

平成24年4月17日、郡上市長 日置敏明。

ありがとうございます。

○臨時議長（田中和幸君） ありがとうございます。

◎議選挙第1号について

○臨時議長（田中和幸君） それでは、日程2、議選挙第1号 議長の選挙についてを議題といたします。

選挙の方法について、お諮りをいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（田中和幸君） 14番 尾村君。

○14番（尾村忠雄君） 議長の選挙については、動議を提出させていただきます。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にすることを望みます。

なお、選考委員会を構成して選考することを提案いたしますので、お諮りいただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（田中和幸君） 12番 上田君。

○12番（上田謙市君） ただいま尾村議員から提案された動議に賛成をさせていただきます。

○臨時議長（田中和幸君） それでは、ただいま14番 尾村忠雄君より、選挙の方法は指名推選とし、選考委員会を構成し、指名する方法が動議として提出され、所定の賛成者がありますので、この動議は成立いたしました。

ただいまの動議を議題といたします。

ただいまの動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（田中和幸君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法は指名推選とし、選考委員会を構成し、指名することと決定しました。

お諮りをいたします。選考委員会の委員を臨時議長が指名することとしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（田中和幸君） 異議なしと認めます。

それでは、選考委員には、3番 森喜人君、5番 兼山悌孝君、9番 村瀬弥治郎君、10番 古川文雄君、14番 尾村忠雄君、15番 渡辺友三君、17番 美谷添生君を指名します。

議長の選考が終わりますまで暫時休憩といたします。

委員の方は、委員会室にて選考委員会をお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

（午前 9時36分）

○臨時議長（田中和幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時03分）

○臨時議長（田中和幸君） 選考の結果につきまして、選考委員長から報告を求めます。

（17番議員挙手）

○臨時議長（田中和幸君） 17番 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） ただいま選考委員に選任をされまして委員会を開催いたしました。不肖私が委員長ということを押命をいたしました。選考の結果でございますけれども、新しく18名の議員が決定をいたしまして、いずれの人も資格はあるわけでございますけれども、その中で清水敏夫議員が一番適任であろうということに委員会のほうで一致をいたしましたので、ここで清水敏夫君を議長候補として推薦をいたします。よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○臨時議長（田中和幸君） ありがとうございます。

ただいまの報告は、清水敏夫君を議長に推薦する旨の報告であります。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名することとしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（田中和幸君） 異議なしと認めます。よって、指名の方法につきましては、臨時議長において指名することと決定しました。

ただいまから指名をいたします。

議長には、清水敏夫君を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま指名しました清水敏夫君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（田中和幸君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました清水敏夫君を議長の当選人とすることに決定しました。

ただいま議長に当選されました清水敏夫君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知します。

議長に当選された清水敏夫君よりごあいさつをいただきます。

（16番議員挙手）

○臨時議長（田中和幸君） 16番 清水敏夫君。

○新議長（清水敏夫君） ただいま郡上市議会の議長として告知をいただきました。まことにありがとうございます。

とは申しまでも、この郡上市議会の今回の18名に減員をされた中で、当初から見たら30名の議員が4割削減をされて18名と、30人当時の60%の18名という議会構成の中で、この1,030平方キロの郡上市をこの18人の議員で守っていく、あるいは育てていく、そういう責務のある郡上市議会の議長という大役を仰せつかることになりました。

もとより浅学非才の身でございます。議員必携を見てみますと、議長の権限というものは非常に重きものであるということを改めて今痛感をしておる次第でございます。この18名の議員の皆さん

◎議席の指定

○議長（清水敏夫君） 日程3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、ただいま着席のとおりと指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程4、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には、1番 山川直保君、2番 田中康久君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（清水敏夫君） 日程5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日から26日までの10日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日4月17日から4月26日までの10日間と決定しました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しを願います。

◎議選挙第2号について

○議長（清水敏夫君） 日程6、副議長の選挙についてを議題いたします。

副議長の選挙はどのような方法で行ったらよろしいか、お諮りをいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 14番 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） 副議長の選挙についても動議を提出させていただきます。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にすることを望みます。

なお、選考委員会を構成して選考することを提案しますので、お諮りいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（清水敏夫君） ただいま14番 尾村忠雄君より、選挙の方法は指名推選とし、選考委員会を構成し、指名する方法が動議として提出されました。12番 上田君。

○12番（上田謙市君） ただいまの尾村議員の動議に賛成いたします。

○議長（清水敏夫君）　ありがとうございました。

ただいま14番　尾村忠雄君より、選挙の方法は指名推選とし、選考委員会を構成し、指名する方法が動議として提出され、所定の賛成者がありますので、この動議は成立をいたしました。

ただいまの動議を議題といたします。

ただいまの動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君）　異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は、指名推選とし、選考委員会を構成し、指名することに決定しました。

選考委員は、議長推薦のときと同様とし、議長は、オブザーバーとして出席することとします。

選考委員会が終了するまで暫時休憩をいたします。

（午前10時16分）

○議長（清水敏夫君）　休憩前に続き会議を開きます。

（午前10時26分）

○議長（清水敏夫君）　選考の結果につきまして、選考委員長から報告を求めます。

（17番議員挙手）

○議長（清水敏夫君）　17番　美谷添　生君。

○17番（美谷添　生君）　ただいま別室におきまして選考委員会を開催させていただき、私が委員長というふうに皆さんの推挙をいただきましたので、委員会を開催させていただきました。協議の結果、武藤忠樹君を推薦いたしたいということで一致をいたしましたので、武藤忠樹君を副議長に推薦をいたしたいと思います。よろしくお取り計らいをお願いをいたします。

○議長（清水敏夫君）　ありがとうございました。

ただいまの報告は、武藤忠樹君を副議長に推薦する報告であります。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君）　異議なしと認めます。よって、指名の方法につきましては、議長において指名することに決定しました。

副議長には、武藤忠樹君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました武藤忠樹君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、武藤忠樹君を副議長の当選人とすることに決定しました。

ただいま副議長に当選されました武藤忠樹君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、副議長に当選されたことを告知いたします。

副議長に当選されました武藤忠樹君よりごあいさつをいただきます。

○副議長(武藤忠樹君) 自席より失礼いたします。ただいま副議長に推挙され、皆様にお認めいただきましたことにまことに恐縮しております。

先ほど力強いごあいさつをいただきました清水議長を補佐するとともに、議員各位がその力を十分発揮して議会活動が活発になりますよう、また、議員各位の親睦を図ることに努めてまいりたいと思います。

また、私生活でも慎みを持ちまして生活を送るとともに、歴代の副議長の職責を汚さぬよう努力してまいりますので、どうぞ皆様の御指導、御鞭撻よろしくお願いいたします。

簡単ではございますけれども、ごあいさつとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
(拍手)

○議長(清水敏夫君) 副議長に当選されました武藤忠樹君、今後ともよろしくお願いをいたします。
ここで、10分間の休憩をいたします。10時40分までお願いいたします。休憩いたします。

(午前10時30分)

○議長(清水敏夫君) ちょうど定刻になりました。休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

◎議選任第1号及び議選任第2号について

○議長(清水敏夫君) 日程7、議選任第1号 常任委員会委員の選任についてと日程8、議選任第2号 議会運営委員会委員の選任についての2件を一括議題とします。

各委員の選考につきましては、選考委員会を構成し、選任していただきたいと思います。

選考委員は、副議長推薦のときと同様とし、議長はオブザーバーとして出席することとします。

選考委員会が終了するまで暫時休憩いたします。よろしくお願いいたします。

(午前10時40分)

○議長(清水敏夫君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時46分)

○議長（清水敏夫君） ただいま議題となっております常任委員会委員・議会運営委員会委員の選任につきましては、郡上市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

事務局から報告いたします。

議会事務局長、池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君） それでは、議選任第1号 常任委員会委員につきまして報告をさせていただきます。

初めに、総務常任委員会、12番 上田謙市議員、11番 清水正照議員、8番 山田忠平議員、6番 野田龍雄議員、3番 森喜人議員、2番 田中康久議員、以上6名でございます。

産業建設常任委員会、18番 田中和幸議員、16番 清水敏夫議員、15番 渡辺友三議員、10番 古川文雄議員、7番 鷺見馨議員、5番 兼山悌孝議員、以上6名でございます。

文教民生常任委員会、17番 美谷添生議員、14番 尾村忠雄議員、13番 武藤忠樹議員、9番 村瀬弥治郎議員、4番 田代はつ江議員、1番 山川直保議員、以上6名でございます。

次に、議選任第2号 議会運営委員会の委員でございます。14番 尾村忠雄議員、13番 武藤忠樹議員、10番 古川文雄議員、9番 村瀬弥治郎議員、8番 山田忠平議員、5番 兼山悌孝議員、3番 森喜人議員、以上7名でございます。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） ただいま指名いたしましたとおり、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任することに決定しました。よろしくお願いいたします。

◎議発第4号から議発第7号までについて（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程9、議発第4号 議会だより編集特別委員会の設置についてから日程12、議発第7号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会の設置についてまでの4件を一括議題といたします。

事務局に説明させます。

議会事務局長、池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君） 議発第4号 議会だより編集特別委員会の設置について。

次のとおり議会だより編集特別委員会を設置するものとする。平成24年4月17日提出、郡上市議会 議長 清水敏夫。

名称、議会だより編集特別委員会。設置の根拠、地方自治法第110条及び郡上市議会委員会条例第6条。目的、議会だよりの編集及び発行。委員の定数、6人。調査の期間、別に議決する日まで継続存置することとし、閉会中も調査を行う。

続きまして、議発第5号 予算特別委員会の設置について。

次のとおり予算特別委員会を設置するものとする。平成24年4月17日提出、郡上市議会議長 清水敏夫。

名称、予算特別委員会。設置の根拠、地方自治法第110条及び郡上市議会委員会条例第6条。目的、一般会計、各特別会計並びに企業会計の予算審査。委員の定数、17人。調査の期間、別に議決する日まで継続存置することとし、閉会中も調査を行う。

議発第6号 議会行政改革特別委員会の設置について。

次のとおり議会行政改革特別委員会を設置するものとする。平成24年4月17日提出、郡上市議会議長 清水敏夫。

名称、議会行政改革特別委員会。設置の根拠、地方自治法第110条及び郡上市議会委員会条例第6条。目的、議会運営に必要な改革、行政改革に資する調査研究。委員の定数、9人。調査の期間、別に議決する日まで継続存置することとし、閉会中も調査を行う。

議発第7号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会の設置について。

次のとおり濃飛横断自動車道整備促進特別委員会を設置するものとする。平成24年4月17日提出、郡上市議会議長 清水敏夫。

名称、濃飛横断自動車道整備促進特別委員会。設置の根拠、地方自治法第110条及び郡上市議会委員会条例第6条。目的、濃飛横断自動車道整備促進に関する調査。委員の定数、6人。調査の期間、別に議決する日まで継続存置することとし、閉会中も調査を行う。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 質疑、討論を省略し、議発第4号から議発第7号までの4件を一括して採決いたします。

議発第4号、議発第5号、議発第6号、議発第7号は、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議発第4号、議発第5号、議発第6号、議発第7号は原案のとおり可とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました各特別委員会に事業の調査等の件を付託の上、議会閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、各特別委員会に事業の調査等を付託の上、議会閉会中の継続審査とすることといたします。

◎議選任第3号から議選任第6号までについて

○議長（清水敏夫君） 日程13、議選任第3号 議会だより編集特別委員会委員の選任についてから日程16、議選任第6号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員の選任についてまでの4件を一括議題とします。

各委員の選考については、選考委員会を構成し、選考をしていただきたいと思います。

選考委員は、常任委員会委員選任のときと同様とし、議長はオブザーバーとして出席することとします。

選考委員会が終了するまで暫時休憩します。よろしくお願いします。

（午前10時57分）

○議長（清水敏夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時03分）

○議長（清水敏夫君） ただいま議題となっております特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

事務局から報告させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君） それでは、特別委員会の委員を報告させていただきます。

議選任第3号 議会だより編集特別委員会、15番 渡辺友三議員、14番 尾村忠雄議員、13番 武藤忠樹議員、6番 野田龍雄議員、4番 田代はつ江議員、1番 山川直保議員、以上6名でございます。

議選任第4号、予算特別委員会、予算特別委員会の委員につきましては、議長を除きます17名ということでございますので、お願いをしたいと思います。

議選任第5号、議会行政改革特別委員会、18番 田中和幸議員、12番 上田謙市議員、11番 清水正照議員、10番 古川文雄議員、9番 村瀬弥治郎議員、8番 山田忠平議員、7番 鷺見馨議員、3番 森喜人議員、2番 田中康久議員、以上9名でございます。

議選任第6号、濃飛横断自動車道整備促進特別委員会、17番 美谷添生議員、15番 渡辺友三議員、12番 上田謙市議員、11番 清水正照議員、5番 兼山悌孝議員、4番 田代はつ江議員、以上6名でございます。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） ただいま指名しましたとおり、特別委員会委員に選任することに決定しました。

委員会条例第9条第2項の規定により、各委員会の委員長・副委員長の互選を行うため、暫時休憩いたします。

委員会の開催場所等について事務局より報告いたします。

○**議会事務局長（池場康晴君）** それでは、各委員会の正・副委員長の互選でございますけれども、その会場と順序につきまして報告させていただきます。

最初に、常任委員会でございますが、3つの常任委員会につきましては同時開催ということでお願いしたいと思います。

総務常任委員会につきましては委員会室、産業建設常任委員会が大会議室の議場側、文教民生常任委員会も同じく大会議室ということでお願いします。

その後に議会運営委員会の互選を委員会室のほうでお願いをいたします。

その後に特別委員会でございます。議会だより編集特別委員会、その後、議会行政改革特別委員会、その後、濃飛横断自動車道整備促進特別委員会というふうに順番にお願いをしまして、最後に予算特別委員会のほうの互選をこの議場のほうで行いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○**議長（清水敏夫君）** では、暫時休憩いたします。

(午前 11時08分)

○**議長（清水敏夫君）** それでは、休憩前に続きまして会議を開きます。

(午後 1時01分)

○**議長（清水敏夫君）** 各委員会の委員長及び副委員長の報告をいたします。

事務局に報告させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○**議会事務局長（池場康晴君）** それでは、各委員会の正・副委員長を報告させていただきます。

総務常任委員会委員長、山田忠平議員、副委員長、森喜人議員。

産業建設常任委員会委員長、渡辺友三議員、副委員長、鷺見馨議員。

文教民生常任委員会委員長、村瀬弥治郎議員、副委員長、山川直保議員。

議会運営委員会委員長、尾村忠雄議員、副委員長、兼山悌孝議員。

議会だより編集特別委員会委員長、田代はつ江議員、副委員長、野田龍雄議員。

予算特別委員会委員長、美谷添生議員、副委員長、田中康久議員。

議会行政改革特別委員会委員長、上田謙市議員、副委員長、田中和幸議員。

濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員長、清水正照議員、副委員長、兼山悌孝議員。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。各委員会の委員長及び副委員長は、ただいま報告いたしましたとおり決定をいたしました。

◎議案第108号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 次に、日程17、議案第108号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、議案第108号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成24年4月17日提出、郡上市長 日置敏明。

条文が非常にわかりにくいのですので、この郡上市税条例の一部を改正する条例の資料がお渡ししてあると思うんですが、こちらのほうで御説明させていただきます。

改正の趣旨でございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成23年12月14日に公布されたことに伴い、また、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、郡上市税条例の一部を改正するものでございます。

改正の、まず概要でございます。この条番号の後ろのPナンバーがございますが、これは新旧対照表のページでございますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目でございます。年金所得者の市民税の申告で、寡婦控除を受ける場合の申告者の提出が不要となるということでございます。これにおきましては、市町村に提出される公的年金等支払報告書の欄に、寡婦等の記載欄が追加されたということで、市町村は寡婦控除の有無の判断ができるということでございます。

2番目でございます。期限が到来する特例の適用年度を3年間延長するということで、①でございますが、これは固定資産の評価額についてでございます。評価額について、基準年度の価格を3年間据え置くことが原則でございます。その中で基準年度の次年度または次々年度に地価価格が下落し、修正前の価格が課税上均衡を失う場合に修正して課税する特例ということでございます。これは時点修正の関係でございます。

②におきましては、農地に課する固定資産税の税負担調整措置の特例ということでございます。今も税負担の調整措置はございますが、これも3年間延長するということでございます。

3 番目、期限が到来する特例について、住宅用地に係る部分については削除ということでございます。それで、平成24年と25年に限り、住宅用地に関する事項についての負担水準でございますが、改正の附則で負担水準を変更して効力を持たせると、そうした上で特例を3年間延長したものでございます。特に宅地等に対して課する固定資産税の負担調整措置を3年間継続すると。

ただし、不公平是正の観点から、住宅用地に係る、これ措置とありますが、これ据え置き特例でございます。申しわけございません。据え置き特例を経過的な措置、今の負担水準が0.8でございます。これを0.9に24年、25年変更すると、を講じた上で、平成26年度にこの負担水準の関係が廃止になるということでございます。

4 番目、これ期限が到来する特例について、地方税法の改正により引用した項がずれたため改正と期限が到来する特例を3年間延長するというところでございます。これも特例適用年度を3年間延長したことと、ここでは特例で使う用語の意義でございますが、その引用した地方税法を改正したことに項ずれしたためということの改正でございます。

5 番目でございます。期限が到来する特例についてということで、引用した条例の項目が改正により項がずれたための改正と期限が到来する特例を3年間延長ということでございます。

裏面に、内容としては、特別土地保有税の課税の特例でございます。これに対する適用する宅地等と適用する課税標準額を示した項目でございます。この土地の特別土地保有税におきましては、15年度以降においては課税が停止されておるという状況でございます。郡上市では該当はございません。

6 番の新設条例附則でございます。博物館、図書館、幼稚園について、現在、公益社団法人・財団法人、宗教法人が設置したものが固定資産税非課税となっていると。平成20年の公益法人改革の中で、これまでの公益法人から公益社団または財団法人と一般社団・財団法人に区分することとなり、一般社団・財団法人として位置づけられるものは、特例民法法人という形で移行の猶予は今現在設けられてございます。その期限が平成25年11月30日ということで、平成20年12月1日前から設置している博物館、図書館、幼稚園について、非営利型法人であり、年間収入が5,000万円以下である一般社団・財団法人が設置したものは、非課税措置の対象とするということでございます。この博物館、図書館、幼稚園で郡上市には該当が今ございません。

7 番目でございます。新設条例附則でございます。これは東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例で、震災特例法の一部改正を受けた地方税法の改正によるものと。内容は、有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失したことによって、その居住できなくなったものがその土地または土地の上に存する権利を7年以内に譲渡した場合に、居住財産の譲渡所得3,000万円の特別控除等の特例が受けられることとなりました。

今回この7年ということで、改正前は3年ということでございましたが、4年間の延長でござい

ます。

また、その申告の手続について、申告書にこの規定の適用を受けようとする記載をしたときに適用するというところでございます。

8番目、これも震災特例法の記載の簡略化と引用した地方税法の改正により項がずれたことによる改正並びに震災特例法の一部改正を受けて、地方税法の改正により第2項を新設という形でございます。

この条項は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の適用期限の特例の条項で、2項は、大震災により所有する住宅が居住の用に供することができなくなった被災者が、住宅の再取得等をした場合の住宅借入金等特別控除の借入限度額及び控除率、これはもとは1%でした。今回改正によって1.2%、と改正し、並びに大震災により滅失等した住宅に係る住宅借入金等特別控除と再取得等住宅に係る住宅借入金等特別控除を重複して受けることができる特例ということでございます。ここにおいては重複してもいいということでございます。

それで、非常にわかりにくいと思うんですけど、新旧対照表のほうを見ていただきたいと思います。この新旧対照表と今の資料を見ていただきますと、まず1ページ目でございます。これ市民税の申告というところでございます。これが資料のほうの1番に該当する部分でございます。右の旧のところに、寡婦の控除額とございますが、この分は、提出が不要になったということで削除されておるという部分でございます。

2ページ目でございます。2ページ目のこの附則がございます。その下に土地に対して課するアンダーラインが引いてございますが、ここは資料のほうの4番の関係でございます。

それと、3ページ目でございますが、この3ページのアンダーラインの部分でございます。ここは資料のほうの2の関係の固定資産の関係でございます。これが2の①の部分でございます。

4ページですが、4ページの一番上がございますが、これが資料の3でございます。宅地の負担水準の関係のところでございます。そこが4ページから7ページまで続きます。

7ページの第13条のところがございしますが、これが資料のほうの2の②農地の関係で、税の負担調整措置の特例の部分でございます。これも期限の延長ということでございます。

8ページですが、8ページの第15条の特別土地保有税の課税の特例というところは、これは資料のほうの5番でございます。

9ページの21条の2でございますが、これは資料のほうの6番の新設条例というところでございます。

10ページでございますが、10ページの中段に東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例とございますが、この部分においては、7の新設条例でございます。

続いて、12ページでございます。これも同じく東日本の関係ですが、ここの第23条からござい

ますが、これが資料のほうの8番の1%から1.2%に変わるというところの条文でございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第108号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第108号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第109号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程18、議案第109号 専決処分した事件の承認について（平成23年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第109号 専決処分した事件の承認について（平成23年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月30日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成24年4月17日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いいたします。平成23年度郡上市の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,096万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ307億3,612万6,000円とする。

2 については、省略させていただきます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加、変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

7 ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費補正、追加でございます。消防費、消防活動経費で30万円でございます。これにおきましては、気管挿管病院実習が年内に終了しなかったということで、病院の関係の都合により繰り越しをお願いしたいというものでございます。

変更、災害復旧費、現年補助災害復旧事業、公共土木施設ということで9,680万7,000円に変更をさせていただくということでございます。これは国の平成23年度の事業費の確定に伴って繰越額が

確定したということでございます。

8ページをお願いします。第3表 地方債の補正でございます。ここにおいては、各種の事業が事業確定しましたので、変更という形でございます。

まず、起債の目的と補正後という形で読まさせていただきます。

一般単独事業ということで20億240万円でございます。これは内訳として、合併特例債、特例事業ということでございます。消防債の関係で40万円の減額でございます。

辺地対策事業4億6,240万円でございます。これにおきましても消防債の関係での減額60万円でございます。

補助災害復旧事業2億6,070万円でございます。減額の520万円ということでございます。これは補助災害復旧の関係でございます。

過疎対策事業1億9,520万円で、これは総務債と消防債の関係で減額の220万円でございます。

合計欄でございますが、40億3,070万円ということで、840万円の減額でございます。

続いて、11ページをお願いいたします。歳入でございます。

地方譲与税、地方揮発油譲与税、補正額が198万6,000円ということで、これは交付の確定によるものです。

自動車重量譲与税、補正額は975万8,000円と、これも交付の確定でございます。

利子割交付金、補正額46万円で、これも交付金の確定でございます。

配当割交付金238万6,000円、これも交付の確定によるものでございます。

続いて、12ページです。株式等譲渡所得割交付金で、補正額は15万2,000円の減額でございます。これも交付の確定でございます。

地方消費税交付金、補正額は1,412万9,000円、これも交付の確定によるものでございます。

ゴルフ場利用税交付金、補正額は79万8,000円でございます。これも交付の確定でございます。

自動車取得税交付金295万8,000円の減額でございます。交付の確定でございます。

地方交付税、補正額4億9,020万5,000円でございます。これは特別交付税でございます。これも確定によるものでございます。

交通安全対策特別交付金12万円の減額でございます。これも交付の確定でございます。

分担金及び負担金、農林水産業費分担金、減額の30万9,000円でございます。農地農業用施設災害復旧費の分担金でございますが、事業の確定によるものです。

国庫支出金、民生費国庫負担金、減額の1,134万7,000円、これは生活保護費の負担金でございます。これも国庫負担金の確定によるものでございます。

災害復旧費国庫負担金、減額の680万5,000円でございます。これは公共土木施設災害復旧費の国庫の負担金でございます。補助率が66.7%でございます。

続いて、14ページをお願いいたします。消防費の国庫補助金81万3,000円の減額でございます。
これは耐震貯水槽等の事業が確定したための減額でございます。

教育費国庫補助金6,748万8,000円でございます。内訳として、教育総務費補助金が6,771万5,000円ということでございますが、これは幼稚園就園奨励費の補助金等の交付決定によるものでございます。また、学校施設環境改善交付金ということで、大和中学校の屋内運動場建設事業の国庫交付金の確定によるものでございます。

小学校費補助金8万2,000円の減額でございます。また、中学校費の補助金につきましては14万5,000円の減額で、この双方とも認定人数の確定による減額でございます。

県支出金、民生費県負担金でございます。補正額が44万3,000円の減額でございます。これは生活保護費の負担金でございます。

県移譲事務交付金181万5,000円ということで、移譲事務の関係の交付金でございます。

県支出金の県補助金、総務費の県補助金ですが、10万円の増額でございます。これは市町村振興補助金は郡上考現学の講座が50万円が60万円になって10万円ふえたということでございます。

民生費県補助金700万円の減額でございます。これは障害者の自立支援対策臨時特例交付金の補助金でございますが、事業の確定により減額ということでございます。

農林水産業費県補助金1,556万4,000円ということで、内訳でございますが、農業費の補助金ということでございます。ここは522万円の減額でございます。

飛騨・美濃じまんの農産物の育成支援事業の補助金で306万円の減額ということで、これも事業の確定によるものでございます。いちごハウスと大和のライスセンターの色彩選別機の関係でございます。

また、教育ファームの推進事業の補助金ということで16万円の減額と。

また、鳥獣被害の防止総合対策事業費の補助金200万円の減額でございます。これは事業主体のほうへ郡上市の鳥獣被害防止対策協議会のほうへ直接交付されるようになったということでの減額でございます。

農地費の補助金1万円の減額でございます。

林業費補助金においては、1,033万4,000円の減額ということで、これは森林整備の地域活動支援交付金でございますが、1,213万4,000円ということで、国庫交付金の確定によるものでございます。

商工費の県補助金304万1,000円の減額でございます。これは商工費の補助金ということですが、特にここで大きなものは、緊急雇用創出事業の臨時特別基金事業の補助金ということで、これは緊急雇用等の事業確定による減額でございます。

続いて、教育費の県補助金でございます。減額の460万円ということで、保健体育費の補助金でございます。これは国体運営経費と国体施設整備の補助金の関係ですが、リハーサル大会の関係で

ございます。

災害復旧費県補助金85万7,000円でございます。これは農林水産施設災害復旧費の補助金ということで、減額の68万2,000円ということでございます。これは農地災害の補助率が78.2、施設災害が89.4%でございます。

また、林業用施設災害復旧費の補助金で153万9,000円の増額でございますが、これにおいては、基本補助は65%でございますが、82%に確定したということでの増額でございます。

県支出金、県委託金の総務費委託金38万円でございます。徴税費の委託金ということです。これは清流の国ぎふ森林・環境税導入準備費の交付金ということで県のほうからの交付金でございます。

財産収入でございます。利子及び配当金で7,000円の減額ということで、これは土地開発基金の利子でございます。

次の16ページ、不動産売払収入でございます。ここにおいては229万2,000円ということでございますが、これは白鳥のJR跡地で中電の鉄塔が立ってございます。その高圧線の鉄塔の用地を中電のほうへ払い下げるという形で、81.86平米を払い下げたものでございます。

物品売払収入と、68万5,000円の増額でございます。これはスノーボードワールドカップのギャラリーネットの売り払いを行ったということでございます。

出捐金配分収入ということで568万4,000円でございます。これは土地開発公社出捐金配分収入ということでございます。これは土地開発公社の解散に伴う残余財産の受け入れでございます。

寄附金、一般寄附金においては補正額が609万9,000円ということでございます。これは八幡の産業振興公社が600万円ということで、ほか10万円という形でございます。

また、教育費寄附金5万円ということで、図書館整備を目的としての5万円の寄附金がありました。

ふるさと寄附金でございます。108万7,000円ということでございます。これは右の欄に書いてございますように、特に多いのは地域づくりの寄附金が101万9,000円という形でございます。

繰入金におきましては、財政調整基金繰入金でございます。減額の3,116万3,000円ということでございます。ここにおいては、財政調整基金を崩さなくても済むような形で繰入金がゼロと、取りやめになったということでございます。

八幡城基金繰入金で26万5,000円の減額でございます。これは八幡城の屋根かわら等の補修工事の事業確定による減額でございます。

郡上市ふるさと応援基金繰入金でございます。これは地域づくりの預金利子の確定でございます。

住民に光をそそぐ交付金基金繰入金で232万円の減額でございます。ここにおいても事業の確定によるものでございます。特に自殺予防対策と、また児童虐待防止事業、不登校対策研修事業、また学校・公共図書館整備事業というような形でございます。

諸収入、市預金利子でございますが、65万4,000円の増額でございます。

諸収入の雑入でございます。1,935万6,000円の増額ということで、内訳としまして総務費の雑入が1,714万8,000円ということでございます。県の市町村振興協会交付金ということで1,683万7,000円でございますが、これはサマージャンボの宝くじの収益金の交付決定でございます。

また、利用間伐事業分収交付金ということで、県の森林公社と分収契約をしてございます。そのところの間伐に伴う収入ということで、分収割合が40%ということで31万1,000円ほどの雑入でございます。

衛生費雑入で220万8,000円ということでございますが、これは岐阜県後期高齢者医療制度円滑運営補助金ということで確定のものでございます。

市債の関係でございますが、総務債160万円の減額でございます。これは過疎対策事業債ということで、集落総点検ビジョンと、また、めいほう里山もくもく市場の関係でございます。

消防債においては減額の160万円ということで、これは合併特例債がまず40万円でございます。これは八幡、白鳥の小型動力ポンプの更新の事業確定によるものです。

次のページに辺地対策事業債ということでございますが、60万円の減額でございます。これにおいても八幡、大和、美並の関係で、小型動力ポンプと耐震貯水槽の關係の事業確定によるものでございます。

災害復旧事業債、減額の520万円ということでございます。これは公共土木施設災害復旧債、減額の340万円と、また林業施設災害復旧債ということで180万円という形でございます。

続いて、19ページ、歳出のほうをお願いいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費ということでございますが、一般管理費においては、財源の内訳の変更でございます。

文書広報費においては780万8,000円の減額でございます。特に説明欄にございますが、ここでは文書管理経費において450万円の減額と。また、無線放送管理経費ということで減額の330万8,000円でございます。これは防災無線の保守点検、保守管理の關係の減でございます。

財産管理費におきましては補正額が6億1,826万4,000円でございます。ここでも一番財産管理経費として265万7,000円の増額がございしますが、これは先ほどの白鳥のJ R跡地がございします。これ基金の土地でございしますので、それを土地購入、市が買い上げたという形でございします。

また、公有林経営研究事業ということで12万3,000円の減額と。減債基金積立金ということで6億832万9,000円ということで、今後の繰上償還等の財源としての積み立てでございます。

その他の特目基金の積み立てということで631万2,000円ということでございますが、先ほどの寄附の郡上八幡産業振興公社からの寄附を八幡城基金に積み立てるというものと、公共施設整備基金として県の森林公社との分収造林の關係の31万2,000円を積み立てるものでございます。

あと、ふるさと応援基金の積み立てということで109万6,000円でございます。

土地開発基金の繰り出しということで、利息の部分の7,000円の減額でございます。

企画費におきましては515万3,000円の減額でございます。特にここでは、過疎地域の自立促進事業ということで155万2,000円の減額ということでございますが、ここも事業費の確定によるものでございますが、集落総点検の夢ビジョンの関係とめいほう里山もくもく市場協働まちづくり補助金の関係でございます。

それと、長良川鉄道の経営対策事業で減額の228万6,000円というものがございます。ここは除雪作業等の1月から2月の減が主な要因でございます。

続いて、20ページでございます。総務費の徴税費、賦課徴収費でございますが、これは財源内訳の変更のみでございます。

また、その下の戸籍住民基本台帳においても財源内訳の変更のみでございます。

民生費の社会福祉費、社会福祉総務費でございます。52万2,000円の減額ということでございます。ここは自殺予防対策の事業が確定したということでの減額でございます。

障害者福祉費1,110万円の減額でございます。ここでは聴覚障害者用の住宅火災警報器設置事業ということで減額の310万円、また障害者の自立支援対策臨時特例基金特別対策事業で減額の800万円ということで、これは双方とも事業確定による減額でございます。

児童福祉費、児童福祉総務費でございますが、ここにおいては財源内訳の変更のみでございます。

生活保護費の扶助費でございます。減額の2,873万5,000円ということでございます。これは生活保護の実績による減額ということでございます。生活扶助と医療扶助の関係でございます。

続いて、22ページをお願いいたします。22ページの衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費でございます。ここにおいては、財源内訳の変更のみでございます。

予防費においても財源内訳の変更、また環境衛生費も財源内訳の変更でございます。

農業委員会においても財源内訳の変更、農業総務費においても財源内訳の変更でございます。

農業振興費においては792万4,000円の減額ということでございます。説明欄のところに、特に大きなのが飛騨・美濃じまんの農産物育成支援事業ということで、減額の471万5,000円ということでございます。これはいちごハウスの関係と大和のライスセンターの色彩選別機への補助でございます。

それと、一番下の鳥獣被害防止総合対策事業ということで減額の200万円でございますが、これは事業主体のほうへ直接県のほうから交付されるということで減額でございます。

農林水産業費の農地費、土地改良費2万2,000円の減額でございます。これは環境保全型農業直接支援対策事業ということでの取り下げがあったということでの減額でございます。

林業費、林業振興費でございます。3,523万8,000円の減額ということでございます。特に森林整

備地域活動支援交付金事業が3,432万1,000円の減額ということでございますが、これは交付金の事業の確定ということでございます。作業路の改良活動とか、施業の集約化の促進という形での交付金でございます。

また、森林病虫害調査事業ということで91万7,000円の減額ということでございますが、これはナラ枯れの被害箇所調査の事業の確定によるものでございます。

続いて、商工費でございます。商工総務費、これは財源内訳の変更でございます。

商工振興費618万9,000円の減額でございます。ここでは住宅用の太陽光発電システムの設置補助事業が減額の168万円ということでございますが、今年度6件事業確定したということでの減額でございます。

構造改革の支援事業ということで281万7,000円ということですが、これは特に小口融資の信用保証料の関係とかチャレンジ等々の信用保証の関係でございます。

また、中心市街地商店活性化事業で減額の110万円ということでございます。これは空き家・店舗等の賃借料の助成等でございます。

続いて、観光費133万7,000円の減額でございます。ここは緊急雇用事業とふるさと雇用事業等の事業確定による減額でございます。特に委託料でございます。

また、観光施設費においては、財源内訳の変更のみでございます。

土木費の土木管理費、土木総務費は、財源内訳の変更でございます。

道路橋りょう費において、道路維持費、ここにおいても財源内訳の変更でございます。

除雪対策費においては9,500万円の増でございますが、これは2月、3月の道路除雪の経費ということでございます。9,500万円の増額補正でございます。

また、都市計画費では、都市計画総務費ということで財源内訳の変更のみでございます。

住宅費、住宅管理費ということで12万1,000円の減額でございます。これは市営住宅施設管理事業の事業確定によるものでございます。

消防費、常備消防費においては、財源内訳の変更のみでございます。

消防施設費、減額の367万2,000円ということでございます。消防施設整備事業ということですが、ここにおいては八幡、大和、美並、白鳥の耐震性の貯水槽の工事とか小型動力ポンプの更新等の事業確定による減額でございます。

教育総務費においては、事務局費でございますが、財源内訳の変更です。

学習支援センターも財源内訳の変更でございます。

小学校費、教育振興費50万円の減額でございます。これは特別支援教育推進事業の減額で、認定人数の減少による確定によるものでございます。

中学校費、学校管理費、減額の132万1,000円、これは中学校管理事務経費の減額ということで、

校務員配置に伴う勤務実績による賃金の減でございます。

教育振興費70万円の減額ということで扶助費でございます。これは特別支援教育推進事業ということでございます。これの認定人数の減少による減額でございます。

学校建設費、財源内訳の変更でございます。

幼稚園費でございます。幼稚園費においては、補正額が446万円の減額でございます。ここでは幼稚園の管理事務経費で196万円の減額と、また幼稚園の就園奨励事業で減額の250万円ということで、この奨励事業においては対象者の確定によるものでございます。

続いて、28ページですが、社会教育費、社会教育総務費、これは財源内訳の変更のみです。

公民館費においても、同じく財源内訳の変更でございます。

図書館費においては、5万円の増額でございます。これは先ほどの寄附の関係でございます。

文化振興費182万5,000円の減額でございます。ここにおいては、ふるさと歴史風土調査事業ということでございますが、市史編さんの資料収集の業務の賃金と事業の確定によるものでございます。

文化財保護費は、財源内訳の変更のみでございます。

また、保健体育費の保健体育総務費でございますが、ここも財源内訳の変更でございます。

災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費でございます。これは105万5,000円の減額でございますが、ここにおいては、農地災害が3カ所、施設災害が4カ所ということの事業の確定による減額でございます。

林業施設災害復旧費においては99万4,000円の減額でございます。これにおきましては、林道災害が3カ所という形の事業確定によるものでございます。

続いて、公共土木施設災害復旧費974万5,000円の減額でございます。ここにおいても、河川災が21カ所、道路災、これは凍上災を含んで47カ所の事業確定によるものでございます。

公債費で利子でございますが、5,392万8,000円の減額でございます。ここは公債費の公債償還利子で5,092万8,000円の減額と、また一時借入金の利子で減額の300万円でございます。

以上でございます。細部につきましては、この事業概要説明一覧、こちらのほうに細部のことが書いてございますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明、御苦労さまでした。

質疑を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） ちょっと2点ほどお尋ねします。

概要のほうの7ページなんですけど、真ん中あたりに3の1、3、障害者自立支援というようなやつがありまして、補正の理由の中に、これはマイナス800万円なんですけど、事業運営安定化事業と

書いて、新体系に移行したと書いてあります。そのために要らんようになったというやつが、その下のほうにも移行時運営安定化事業、これについても新体系に移行したその事業所の経営安定したため不要になったと出ておりますけれども、新体系というものの説明をお願いいたします。

それから、その2つ下ですが、生活保護扶助経費、これは昨年度の補正のときにもちょっとお聞きしたと思うんですが、ここでも2,800万円ほどの減額になっております。これ見ますと、生活保護実績の見込みによる減ということで、実績がそれだけなかったという、そういう説明だと思いますが、今、現下の状況の中でなかなか所得の低い人たちは大変やということを感じておりますので、ここで生活扶助についてもこれだけの減額、これは400万円ほどですが、それから医療扶助については2,200万円ほどの減額ということですので、この実態はそうであったということだと思いますけれども、これを実施される担当のところで、実際のこういう状況について、もしわかっておれば説明いただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、2点について御説明させていただきます。

まず、障害者の自立支援対策臨時特例の基金の関係でございますけれども、これは平成18年に自立支援法という法律ができて、以前の支援費から法律が転換していったわけですが、その制度の移行の中で、前の制度よりも新しい法律が移行したときに90%を一応目安として、いわゆる事業所のほうの収入が減った場合にそれを補てんしようという関係でございます。

それで、この法律が23年まで延びておりましたものですから、今回特に補正をさせていただいたものにつきましては、事業安定化の事業では、これは対象は各務原市のさわらび苑という施設でございますし、美濃市の陽光園、それから関市的美谷会というところがやっています施設であります。それぞれの施設で郡上市の方が厄介になつとるものですから、それぞれそこに入っておる関係市町村が負担を出しておるわけでありまして、年数が大分たってきたということで、それぞれの施設においては当初予定しておった差額といいますか、減額がそれだけなかったというふうの実績ということでございます。

それから、移行時の運営安定化資金というのも同じ考え方でありまして、これは関市のいちいの杜というところでございますけれども、ここにおきましても、今お話ししましたように、制度が変わったことにより減額が少なく済んだということで、郡上市の負担分としてこの分を減額をさせていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

それから、生活保護費の関係でございますけれども、この予算を立てるときには22年度の実績見込額等々からこの予算というものを立てさせていただきまして、23年度の、それで現在決算に近いような数字での実績ということでございます。特に今回、医療扶助のほうで2,200万円ほどの減額ということでありますけれども、これも1人当たりのぴったりの数字ではございませんけど、い

わゆる平均をしました医療費の扶助が1人当たり予算時には12万1,495円という実績から予算を見ておりましたけども、結果的には1人当たり10万5,010円というような今の23年度の実績が出てきたもんですから、そういう差額でもって減額をさせていただいたというものでございます。

同じく生活扶助につきましても、当初予算では22年度の実績から4万3,590円というような予算を立てさせていただきましたけど、今回実績では4万1,643円というような実績の数字が出てきたということでございます。

なお、参考ということでありますけども、23年の3月と24年の3月、ちょうど1年というようなことがありますので、そこだけの全体的な生活保護の世帯数で言いますと、23年の3月が107世帯で対象者が125名の方でございました。24年の3月ですので、今の3月ですけども、世帯数につきましては104世帯ですが、人数のほうは129ということで、必ずしも1世帯1人ということじゃないもんですから、変動があるわけでありまして、実績には郡上市の場合にはそんなに世帯数もふえとるわけじゃございませんし、人数は若干ふえとるというようなことでございます。それぞれ保護の種類には、生活、それから住宅とか教育とか、いろんな扶助費がございますけども、今お話ししたような実績の数字で今回の補正をさせていただいたということでよろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） よろしいですか。

（「はい」と6番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決を行います。議案第109号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、議案第110号から113号までの市長提案の議案につきまして、氏名が空欄になっておりますので、これより氏名入りのものを配付させていただきますので、暫時休憩いたします。よろしくお願いいたします。

（午後 1時59分）

○議長（清水敏夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時01分）

○議長（清水敏夫君）　ここで、市長より発言を求められておりますので、許可いたします。

市長　日置敏明君。

○市長（日置敏明君）　ただいま配付をいたしていただきましたけれども、議案第110号から第113号まで4件、人事案件でございます。個別の議案につきましては、後ほど一つ一つ市長公室長のほうから読み上げてもらいますけれども、総括的に今回提案をさせていただきました4件の人事案件につきまして、私の考えておりますところを包括的に申し述べさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案第110号でございますけれども、副市長の選任についてでございます。副市長には、現在の鈴木俊幸副市長を再任させていただきたいというふうに思っております。

同氏には、これまで4年間、私の補佐役として庁内を取りまとめていただき、また対外折衝等にも動いていただきました。今回、私の2期目がスタートいたしますに当たりまして、引き続き補佐役として務めていただくことを適任と考え、その再任の同意をお願いするものでございますので、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

それから、議案第111号でございます。これは教育委員会委員2名の任命について、その同意をお願いするものでございますけれども、そのうちの1名につきましては、現在の教育委員であり、教育長であります青木修氏をお願いしたいというふうに思っております。

同氏は、長い教育経験あるいは教育に対する高い識見を有しておられ、また、郡上学の推進等にも非常に4年間御尽力をいただきました。また、現在進めております重要伝建地区の国の選定等に向けての懸案等も抱えておりますので、引き続き任命をしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

また、もう1名でございますが、高鷲町在住の佐藤弘子氏でございますけれども、同氏につきましては、地方教育行政法の第4条で定めております教育委員の中に1名、未成年の子弟の保護者である委員を含めしめることというようなことがございまして、そうした未成年の子弟を持っておられる委員ということで、引き続きお願いをしようとするものでございますので、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

それから、112号でございますけれども、郡上市監査委員の選任同意についてでございます。これにつきましては、2名お願いするわけでございますが、そのうち識見を有する者のうちから選ぶ監査委員ということにつきましては、現在もお務めいただいております齋藤仁司氏をお願いをしたいというふうに思っておりまして、同氏は、郡上市発足以来2期これまで監査委員をお務めいただいているわけでございますが、厳正な監査をしていただき、また、現在郡上市が抱えている行政課題、財政課題について熟知をしておられる方でございます。私としては、引き続き同氏を選任

したいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。

また、議員のうちから選任をされる監査委員につきましては、議会のほうからの御推薦に基づき、古川文雄議員をお願ひいたしたいというふうに申しますので、よろしくお願ひいたします。

議第113号でございますが、公平委員会の委員でございます。全部で3名おられるわけでございますが、今回、明宝地区からの在住で選任をしております和田公好氏の任期満了に伴い、今回は大和地区からの在住者からの選任ということで、JAめぐみの郡上地域本部、営農経済部長等、組織においても御活躍いただき、大和自治会の連合会の副会長等の御経歴もある松永徹氏をお願ひいたしたいとするものでございます。

以上4件、人事案件を提出するにつきまして、私の考えておりますところを申し述べさせていただきましたが、以下個別に一つ一つまた市長公室長のほうから朗読をさせていただきますので、よろしく御審議をお願ひいたしたいというふうに申します。

◎議案第110号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） では、日程19、議案第110号 郡上市副市長の選任同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第110号につきまして説明させていただきます。

郡上市副市長の選任同意について。

郡上市副市長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。平成24年4月17日提出、郡上市長 日置敏明。

住所、郡上市明宝気良1680番地、氏名は鈴木俊幸、生年月日、昭和26年7月12日でございます。

現在の任期は、平成24年4月30日で満了となります。次期任期は平成24年5月1日から平成28年4月30日の4年間でございます。

なお、再任につきましてでございますので、経歴等につきましては省略させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（清水敏夫君） 議案第110号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案に同意することに決定いたしました。

鈴木俊幸君から発言を求められておりますので、許可します。

○副市長（鈴木俊幸君） 今ほどは副市長の選任同意に御同意いただいたようでございますけれども、

この4月30日をもちまして4年間の任期が終了いたすところでございました。日置市長が就任されて1期目、郡上市合併をいたしまして第2ステージの4年間を行ってきたわけでございますけれども、果たしてどこまで日置市長の補佐ができたんだろうかということを本当にいろいろ考えてみますと、じくじたる思いもあるわけでございますけれども、日々いろいろな課題が出てまいりますので、そういった課題に追われる日々であったかなということを思っております。

しかしながら、合併いよいよ10年目を迎える任期の中にあるといったことでございますので、まだまだ多くの課題があるということを身にしみながら一生懸命やって補佐をしていきたいと思っておりますので、議員の皆様方の御協力をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。（拍手）

◎議案第111号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程20、議案第111号 郡上市教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 議案第111号 郡上市教育委員会委員の任命同意について。

郡上市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成24年4月17日提出、郡上市長 日置敏明。

1人目につきましては、住所、郡上市八幡町尾崎町627番地1、氏名、青木修、生年月日は昭和21年10月8日でございます。

もう1人の方は、郡上市高鷲町ひるがの4672番地256の佐藤弘子、生年月日、昭和34年7月15日でございます。

このお二方につきましては、現在も教育委員でございまして、任期がこの平成24年5月13日で満了となるものでございます。次期の任期につきましては、平成24年5月14日から平成28年5月13日の4年間でございます。

お二方とも再任ということで、経歴につきましては省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 議案第111号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第111号は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第112号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程第21、議案第112号 郡上市監査委員の選任同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 議案第112号 郡上市監査委員の選任同意について。

郡上市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成24年4月17日提出、郡上市長 日置敏明。

識見を有する者のうちから選任をする一方につきましては、郡上市八幡町新町927番地、齋藤仁司、生年月日は昭和12年5月13日でございます。

もう一方は、議員のうちから選任をする方でございますが、住所、郡上市美並町高砂766番地、古川文雄、昭和27年1月7日、生年月日でございます。

任期につきましては、この平成24年4月29日が満了となります。平成24年4月30日から平成28年4月29日の4年間が次期の任期となります。

齋藤仁司氏につきましては、再任につき経歴につきましては省略させていただきます。

また、古川議員におかれましても、議員であられまして、経歴につきましては省略させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

古川文雄君には、地方自治法第117条の規定により、退場していただきましたので、御了承いただきたいと思います。

議案第112号について、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第112号は原案に同意することに決定いたしました。

古川文雄君の入場を許可します。

（10番 古川文雄君 入場）

◎議案第113号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程第22、議案第113号 郡上市公平委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 議案第113号 郡上市公平委員会委員の選任同意について。

郡上市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。平成24年4月17日提出、郡上市長 日置敏明。

御住所につきましては、郡上市大和町古道235番地、氏名は松永徹、生年月日につきましては、昭和25年9月8日でございます。

和田公好委員の任期が現在、現委員の3名のうちのお一人でございますが、この平成24年4月29日に満了となります。この後任として、平成24年4月30日から平成28年4月29日の4年間の任期につきまして公平委員会委員をお願いをしようとするものでございます。

公平委員会につきましては、主に人事行政につきましてその任に当たっていただくわけでありますが、郡上市の合併の時点で、それまでの任期、合併時の3人の委員がありますが、この方が白鳥の方が2年任期、大和地域の御出身の委員が3年任期、八幡地域御出身の委員が4年任期と、こういうふうでございまして、最初に白鳥、大和、八幡、この3地域から御出身の方がありましたので、以降1年ごとに高鷲、明宝、和良と、こういうふうな順番で来ておりまして、今般は大和地域から御選任をさせていただきたいというふうにして考えております。

松永徹さんにつきましては、御経歴でありますけども、昭和42年に山田農業協同組合に入所をされておられまして、以降、農協のほうでのお務めがずっと続いておられまして、平成17年にはJAめぐみの店舗部長、以降、営農部長、また郡上地域本部、営農経済部長等を歴任されまして、平成21年の3月、JAめぐみを御退職となっておられます。それ以降も農協関係の御指導に当たっておられます。また、平成22年度には大和自治会連合会におきましての副会長というふうなことで、自治のさまざまな役にもつかれておる方でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 議案第113号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第113号は原案に同意することに決定いたしました。

ここで、暫時10分間ほど休憩をさせていただきます。開会予定を2時30分といたします。よろしく願いいたします。

（午後 2時22分）

○議長（清水敏夫君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

なお、山下会計管理者につきましては、執務のため退席しましたので、御了承をお願いいたします。

（午後 2時30分）

◎議案第114号について（提案説明・委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程第23、議案第114号 市長等の給料の月額の特例に関する条例及び教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第114号でございます。市長等の給料の月額の特例に関する条例及び教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

市長等の給料の月額の特例に関する条例及び教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年4月17日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、市長、副市長及び教育長の給料の月額を引き続きまして任期中減額するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと、それぞれこの特例条例2本の一部改正をこの一つの条例で条立てで改正をするということで、第1条につきましては、市長、副市長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正についてでございますし、第2条につきましては、教育長のこの特例条例の一部改正というふうなことでございます。

これまでも市長につきましては10%、それから副市長、教育長につきましては5%の減額を特例条例において行っておるところでございますが、第1条にございますように、この特例の第1条中「平成21年4月1日から24年4月10日まで」と、ここにつきましては「平成24年5月1日から平成28年4月10日」に改めるということで、この任期中につきましても、市長のこの2期目、現在始まっておりますが、つきましても、この適用をさせるというものでございます。

第2条中というのは、これは副市長に適用させるものでございますが、平成24年4月30日が任期でありますので、これは任期中のところでございます。これを平成28年4月30日までさらに延長して適用させるというものでございます。

附則の第2項中につきましては、これは「24年4月30日」を「28年4月30日」に改めるということでございます。

第2条は、教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正でございます。教育長の任期が平成24年5月13日でございますので、ただいま任期中でございますが、これを平成28年5月13日まで延長して適用させるというものでございます。附則の中では「平成24年5月13日」を「平成28年5月13日」に改めるということとしております。

そこで、この附則で適用が5月1日からということになりますが、日置市長につきましては、既に4月1日基準日の4月の給料につきましては、このままの状態で行けば、本来の給料月額に4月

の10日までは10%減額した月額を日割り計算、それから4月11日まではそういうことですし、この減額が執行した以降、4月11日からにつきましては、日割り計算で減額を執行した額ともとの額で計算をすることになりますので、この1枚めくっていただいた附則の第2のところに書いております、この条例による改正後の市長等の給料の月額の特例に関する条例の規定にかかわらず、5月に支給する市長の給料は69万3,334円とするということで、4月に日割り計算でもとに戻った分を5月の給料でさらに差し引いて、4月分の給料においても10%を減額したものとなるように、4月分を5月でもって10%減額したものを、さらにこの金額として調整をするというものでございます。

1枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。こちらは市長、副市長のこの特例条例でございますが、ここにありますように、先ほど申し上げました、これまでの第1条の平成21年4月1日から平成24年4月10日まで、これを平成24年5月1日から平成28年4月10日までの間ということでございます。

減額する割合につきましては、上から4行目にありますように、当該給料の月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とするということでございますし、副市長の給料の月額につきましては、第2条のほうで、平成24年4月30日までというものを今回平成28年4月30日というふうに改めまして、減額する額はこれまでと同じで100分の5を乗じて得た額を減じた額とするということでございます。

附則につきましては、28年の4月30日までその効力を持たせるということでございます。この任期をもちまして効力を失うということとしております。

それから、1枚おめくりいただきますと、これは教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正ということで、その第2条の関係で、今回の提案する条例の第2条の部分でありますけれども、こちらは、先ほど申し上げましたように、教育長の給料の月額につきましては、現在の適用を平成24年5月13日までというところを平成28年5月13日まで適用させるということでございます。

それぞれ任期満了のところの教育長におかれましては、28年の5月13日をもってこの条例の効力を失うという附則の改正も含めて提案をさせていただきます。

いずれにしても、市長、副市長、教育長それぞれ切れ目なくこの10%と5%の減額の措置が継続されるという措置をとらせていただくというものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） お諮りをいたします。ただいま説明のありました議案第114号については、所管の総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第114号については、所管の総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りをします。ただいま総務常任委員会に付託しました議案第114号については、郡上市議会会議規則第46条の規定により、4月25日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第114号については、4月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議案第115号について（提案説明・委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程第24、議案第115号 郡上市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、議案第115号を説明させていただきます。

議案第115号 郡上市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について。

郡上市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年4月17日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、長寿者褒賞対象者の在住要件等を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

一番最後のページを見ていただきますと、今現在の条例につきましての、旧のほうですが、第2条のところの対象者でございますけども、対象者は、本市に引き続き3年以上住所を有している者で、年齢満100歳に達した方と。ただし、他市町村から本市内の老人福祉施設等に入所した者は、対象外にするというふうに第2条でなっております。

このところで、本市に引き続き3年以上というものを省かさせていただきまして、削除させていただきまして、本市に住所を有している者で、年齢満100歳に達した者とするというものでございます。

それから、ただし書きのところの、福祉施設に入所した者は、対象外するというものも対象とするということでございます。

現在、郡上市で100歳になられた方に対しては、市長のほうから祝い状、それから祝い金、花束というようなことで授与をさせていただいております。

私が健康福祉部へ来させていただいて、イレギュラー的なことはなかったんですけども、今回、八幡町に平成18年まで住んでおられまして、その際、今から5年ほど前になるもんですから、ちょうどその方は100歳になられるわけですが、95歳ぐらいのときだというふうに思いますけども、い

いわゆる福祉施設へ入所を希望されたわけでありますけども、当時、郡上市内では福祉施設が満所ではなかなか入れんというような状況の中で、関市のほうの施設のほうへ入所されたという方がございました。その方が、郡上市内の福祉施設のほうも増床とかされまして、23年、昨年8月に郡上のほうへ戻ってこられまして、前に住んでおられたところから市内の、いわゆる福祉施設のほうへ入所されたということでございます。

もともと平成18年までは八幡町内にずっとお住まい、95年間住んでおられた方ということで、私もそういうケースは全く初めてやったわけでありますが、例えば、その方につきますと、現在の条例では、100歳に今度なられるわけでありますけども、対象外ということでございましたけども、なかなか高齢化社会になりましたけども、100歳の長寿をとすることはまれなことでございますし、八幡町といいますか、たまたまその方は八幡町出身の方でございましたが、郡上市内にこれからも100歳という年齢のところで住所を有しておられる方には、市としてもお祝いを申し上げたいということで、今回条例を改正させていただくものでございますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

なお、24年度の4月1日現在での対象と思われる方は15名おられます。男性1名、女性が14名ということでございますが、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） お諮りをいたします。ただいま説明のありました議案第114号については、所管の文教民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第115号については、所管の文教民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りをします。ただいま文教民生常任委員会に付託しました議案第115号については、郡上市議会会議規則第46条の規定により、4月25日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第115号については、4月25日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第116号について（提案説明・委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程第25、議案第116号 平成24年度郡上市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） この議案第116号の説明でございますが、細部にわたって説明するのは本意でございますが、後ほど説明の機会があるということでございますので、条文のみ読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第116号 平成24年度郡上市一般会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年4月17日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページのほうをお願いいたします。平成24年度郡上市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億641万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ279億6,841万8,000円とする。

2、省略させていただきます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） お諮りをいたします。ただいま説明のありました議案第116号については、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第116号については、予算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第116号については、郡上市議会会議規則第46条の規定により、4月25日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第116号については、4月25日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第117号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程第26、議案第117号 日本まん真ん中温泉 子宝の湯の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） それでは、議案第117号をお願いいたします。日本まん真ん中温泉 子宝の湯の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成24年4月17日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称、日本まん真ん中温泉 子宝の湯。指定する団体、郡上市美並町大原2709番地、株式会社子宝の湯。指定の期間、平成24年4月18日から平成27年3月31日まででございます。

この子宝の湯の指定管理者の指定につきましては、さきの3月議会で提案を申し上げ、議決をいただいたところでございますが、その際の指定する団体の名称は、株式会社ネーブルみなみ・株式会社ジェイエムみなみ共同事業体という名称でございました。その後、この両企業が会社を正規に設立をしまして、3月28日に会社成立となりました。その会社名が株式会社子宝の湯でございまして、今回、改めてこの指定管理者の指定につき議決をお願いするものでございます。

なお、指定管理の管理委託の条件等につきましては変わっておりませんので、よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第117号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第117号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第118号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程第27、議案第118号 工事請負契約の締結について（大和中学校建設工事（屋内運動場建築工事））についてを議題といたします。

説明を求めます。

教育次長 常平毅君。

○教育次長（常平 毅君） 議案第118号 工事請負契約の締結について（大和中学校建設工事（屋内運動場建築工事））。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成24年4月17日提出、郡上市長 日置敏明。

1. 契約の目的、大和中学校建設工事（屋内運動場建築工事））。2. 契約の方法、一般競争入

札による。３．契約金額、３億11万5,000円。４．契約の相手方、郡上市大和町剣1760番地、
（株）ヤマシタ工務店、代表取締役山下健一。５．工事の場所、郡上市大和町剣100番地、６．工
事の概要、建築工事一式でございます。

１ページをおめくりいただきまして、資料としまして屋内運動場建築工事の概要書をつけさせて
いただいております。重複するところは省かせていただきますが、４の工期でございますが、本契約
締結の日より平成25年１月31日まででございます。

７の工事内容でございますが、まず、屋内運動場の建築でございます。構造規模につきましては、
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造でございますが、平屋建て、延べ床面積1,235.14平方メートルでご
ざいます。あと外部仕上げ、内部仕上げ等につきましては、ごらんいただきますとおりでございま
す。

室名としまして、玄関、通路はございますが、トイレ、それからアリーナ、ステージ、放送室、
器具庫等でございます。

この屋内運動場に加えまして、渡り廊下も加えてございます。構造・規模につきましては、鉄骨
造の平屋建て、延べ床面積81.19平方メートルでございます。外部仕上げ等につきましては、ごら
んいただきますとおりでございます。

おめくりいただきまして、次のページが見取図ということで、場所をあらわしてございます。そ
の次のページ、右側でございますが、配置図ということで添付をさせていただきます。大変図面細
かくて申しわけございません。お見苦しい点をおわび申し上げます。

この図面の中で、格子の部分が今回建設を予定しておる建物の位置でございます。テニスコート
の下が現在の屋内運動場でございます。

おめくりいただきまして、次のページにつきましては、平面図を添付させていただいております。

それから、次のページが東西南北からの立面図を添付してございます。

最後のページでございますが、入札の結果ということでございまして、ヤマシタ工務店、落札率
99.94%で落札という結果でございました。よろしく願いを申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 質疑を行います。ございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） ６番 野田龍雄君。

○６番（野田龍雄君） 落札率が非常に高く、前にも指摘申し上げたんですけれども、どうしてこ
ういうことになるのかなということをちょっと疑問に思いますので、説明をお願いしたいと思いま
す。

これは市の設定する価格が低いので、こういう形になるのか、業者も大変これ以上ならんという
ような、ちょっとこの前もそんな説明がありました。そういう点があるのか。

それから、見ますと、2位以下の方は、わずか2位の方が、これは30万円ですか、それからその次60万円というようにしてあって、あとはずっとそれよりも高い。恐らくこれは100%を超えておるやろうというふうに思いますが、そうすると、実際の入札としては、これは資格を失うというか、そういうもんなのかなということもお聞きしたいと思います。

そういう実態の中でこれはなされておるということで、前お聞きすると、業者の方はぎりぎりの努力をされておるんやと見ると、実際にそれで工事ができるし、市としてはこれを認めざるを得んと、こういうようなお話だったと思いますので、その点について、いかにも99.94というのは高いと思いますので、その見解についてもお聞きしたい。

それから、単なる入札だけでなしに、それぞれの工事積算書といいますか、そういうものも出るというふうに思いますので、それを見られた上での分析もお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） ここ数回、建物につきまして99というのは若干続いているわけでございますけれども。

まず1点目の、この落札につきまして、いわゆる内訳表での検討というか、チェックは一応いたしております。大きく異なっているところは、いわゆる工事部門のコンクリート工事とか、そういうところで大きく値段が我々が設計した部分と業者側が見積もった部分は違っておると。これは、多分そのいつの時期で設定したかということも大きな影響があるんだろうと思っておりますし、前々からお話ししておりますように、要は二次製品的なものが入ってきた場合に、鉄骨等々もそうですけれども、それをどこの値段で押さえておるか。設計の段階におきましては、標準単価は出さずに、その標準単価からある程度導入できる単価というものを掛けておりますので、その辺の関係が、いわゆる見積り単価でいくのか、あるいは業者さんがその関連のところから入れられる単価、その辺の違いが出てくるんだろうということを思っております。

今ほどお話がございましたように、当然99.94%で落ちたということになりますと、あとのところが、いわゆる我々が想定した予定価格よりもオーバーしておると。これは建築工事については、予定価格を公表いたしておりませんので、これはやむを得ないんだろうと思っております。

ただ、もう一つは、いわゆる例えば仮設工事の部分につきましても、かなり我々が設計しておる単価と業者さんの見積りが違ってきていると、これは損料でどれだけ見るかという関係がございしますので、実態のほうになりますと、業者さんのほうは、それをすべて見られるというようなことがありますと、どうしても高くなるということがあります。

ただ、前々からお話ししておりますように、要は、我々としても設計をできるだけ実勢に近い単価的なもので抑えるということも設計段階において担当と協議をしながら、あるいは経費について

も、このぐらいで大体行けるんじゃないかなろうかという思いの中での設計をいたしておりますので、その中で落札者があったということは、それでは、それはそれとしてよしとしたいということを思っております。

ただ、99.94を、前回のときもそうでしたけども、想定しておりましたかと言いますと、ちょっと高かったという感想は持ちますけれども、設計金額に近い形であったということは思っております。

○議長（清水敏夫君） 野田議員、よろしいですか。

（6番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） この前と同じような説明だというふうに思いますし、何度も繰り返されますので、改善策はないのかということで、何らかの手は打たれてはいないのかなという気がするんです。そういう点については、今幾つかの、こういう点で見ておるんやと言われますけれども、特に入札方法についての改善というふうに思われませんので、そういった点での何か改善をされた点はあったかどうかということが一つと、検討が。

それから、これ一般競争入札になっていますね。けれども、実際はこれ市内の業者だけでございますので、この前は何らかの形でもう少し広げてというようなことも言ってみえたと思うんですが、私もなるべく市内の業者の方が仕事をとられるといいし、そして、それは正当なる競争において行われなけりゃならないというふうに思いますので、そういうことができる方法についての検討は必要ではないかと思うんです。その点での検討があったのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） まず、一般競争入札、これ正式に言いますと、条件つき一般競争入札にいたしております。それは、いわゆる市内に本社がある会社ということが1点。それから、点数がもちろんあります。この3億余の工事になりますので、Aランク業者という形になります。それから、当然に過去の工事実績等々を踏まえた上での一般競争入札をいたしております。

ただ、業者数はちょっと正確には覚えておりませんけれども、裏にありますこの応札された業者以上の業者はあります。一般競争入札の場合は、告知をいたしまして、それに対して応札するという申し込みがあったところをチェックいたしまして、その要件を満たしているかということの決定をさせていただいて、そして入札していただくという形をとっておりますので、できるだけ多くの方々が参加されておることは事実だろうということを思っております。もちろん、これに向かっていくか、向かっていけないかと、いろんな関係もあろうかと思ひますし、前回からお話ししておりますように、工事等々につきましては、業者の能力と、それから、いわゆる現場監督者が本当にダブって他の工事と同じ人がやっているのかいないのか等々のチェックをしながら決めておるわけで

ございますけれども。ただ、できる限り、郡上市内においては多くの業者があるわけですので、市内業者を優先的にやっていくのは、やっぱり本意じゃなかろうかということを思っております。

御存じのように、建設工事のほうにつきまして、いわゆる土木工事でございますが、予定価格を公表いたしております。予定価格を公表いたしますと、どうしてもその応札される方々は予定価格からの条件で反応されるということがございますので、若干そのすべてのものは予定価格内におさまるといったことがございます。

建築についても、そういった業界筋からのお話はあるわけございますけれども、建築の場合は、いわゆる本来的に言いますと、図面を見ながらそれから拾い出していくという方法をとっておるわけですが、最近はそれらも大変だろうということで、仕様書をつけながら、いわゆる物についての明細も付して設計ができるようにいたしております。

ただ、これをどういう形でやるのかということが、これが一番問題になるわけですが、いわゆる我々が設計する段階において、あるいは予定価格を設定する段階ですね、それをどう評価するかということでございまして、落札率を下げたければ、いわゆる例えば、先ほど言いましたように、諸経費率、通常の一般管理費にしる、現場管理費にしる、通常の数値で持ってきたらどういう格好になるんやろうということを思うわけでございますけれども、郡上市内は郡上市内のこれまでの工事等々の判断をしながら、このぐらいの数字で行けるだろうということを見ながら設定いたしておりますので、ただ単に落札率が低ければいいということまではいかないということは思っております。

ただ、確かに九十何%ということはございますので、いろんな形で工夫はする必要があるということで随時やっとなるわけでございますけれども、今のところ、これといった改善策までは至っていないと。特に建設工事については、先ほど言いましたように、予定価格の公表をするのかしないのか、あるいはほかの方法はあるのかないのか等々のことも検討をいたしておりますが、またAランク、Bランク、Cランクの工事の出し方というものについても、もう少し検討をする必要があるのかなということを思っております。

ただ、建築につきましては、発注する場合、大きな工事になりますので、なかなかその辺がぱっとした名案があるというわけではございませんので、この方法でやらざるを得ないかなということは思っております。

○議長（清水敏夫君） 野田委員、よろしいですか。

（6番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） これといったどうもよい方法がないというような感じでございますけれども、

全国でこういう工事がどこでもやられとるんですね。それで、新聞等で見れば、99.9幾つというような数字は、これは非常に新聞紙上では何らかの問題があるんやという指摘をされる数字やというふうに思うんですね。それがすべてがそうではなしに、平均すれば95とか6とか言ってみえますので、全部言うわけじゃありませんけれども、学校関係の建築工事がこうして数年にわたって何回も99.9幾つになっておると、これはやっぱり問題ではないかというようにとらえるべきやというふうに私は思います。

そういった点で問題があるというふうに私は指摘したいし、それから同時に、これを聞きますと、その受けた業者がそのままやるのではなしに、下請にも頼んだり、孫請にも頼んでおるというようなこともお聞きします。そういう業者の中では、本当に働く人たちの賃金が保障されておるんかということも心配をしております。

そういった点で、先ほどちょっとお聞きすると、そういう工賃といいますかね、工賃というか、労賃についても、ある程度そういう積算書に出ておってわかるということでしたのであれですけれども、そういう孫請とか下請になっていけば、当然それは下げられていくということを考えると、やっぱり公共工事に従事する人の労働条件がある程度守られていくということは必要なことです。そういった点も考えますと、非常に心配をするわけです。本当に質のよい仕事ができとるんかどうかということですね。そういった点で、今後一層の検討をしたいし、私もこれちょっと同じことばかり言っておりまして申しわけないもので、検討をして、本当によい方法がないかを検討すべきであるというふうに私自身も思っておりますので、そういった点で一層の今後の検討を求めておきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 求めておくということによろしいですね。

（「今は、はい」と6番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論を行います。討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 先ほどそういったことで要望しましたけれども、この99.94%という入札の結果を認めることはできないということで、私、反対をいたしますので、よろしくお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） ただいま審査をされておる、審議をされている工事請負契約の締結につい

てであります。副市長の説明を聞く限りにおいて、この入札は11社以上の方が対象となって行われ、11社のほうから応札があったということでもありますし、その入札においてはまことに適正に行われたものと確信をいたしております。

野田議員が言われるように、入札の方法についての改善ということは課題であろうかとは思いますが、この今回の大和中学校建設工事に関する限り、一刻も早くやっぱり工事に着手をしていただかんと、困るのは大和中学校の生徒ということであろうと思いますので、そうしたことを総合的に考えまして、今回の工事請負契約の締結については賛同をいたすものであります。

○議長（清水敏夫君） 討論を終結し、採決いたします。議案第118号について、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、議案第118号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議選挙第3号について

○議長（清水敏夫君） 日程第28、議選挙第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員には、日置敏明君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました日置敏明君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました日置敏明君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました日置敏明君に、会議規則33条第2項の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されたことを告知します。

日置敏明君よりごあいさつをいただきます。

(「はい」と市長の声あり)

○議長(清水敏夫君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) ただいま選挙によりまして、岐阜県後期高齢者医療広域連合の議会の議員に郡上市の代表として選挙をしていただきました。後期高齢者医療の問題、いろいろと懸案を抱えておりますけれども、議員としての職務を務めさせていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長(清水敏夫君) ありがとうございます。当選されました日置敏明君には、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

◎散会の宣言

○議長(清水敏夫君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

長時間にわたり慎重な審議をいただきまして、ありがとうございました。

私、初議長席ということで、まだ震えがとまっておりませんものですから、何かと御迷惑をおかけしましたが、次第次第になれていくのではないかとこのように思っております。今後とも皆さん方の、あるいは執行部の皆さん方の御協力を最後にお願いをいたしまして、本日はこれで散会をいたします。御苦労さまでありました。

(午後 3時15分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会臨時議長 田 中 和 幸

郡 上 市 議 会 議 長 清 水 敏 夫

郡 上 市 議 会 議 員 山 川 直 保

郡 上 市 議 会 議 員 田 中 康 久